

個人住民税は給与からの 特別徴収が原則です

富山県内の市町村では、
原則としてすべての事業者が
特別徴収義務者に指定されます

- 個人住民税の特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同様に、事業者（給与支払者）の方が、個人住民税の納税義務者である従業員（給与所得者）に代わって、毎月従業員に支払う給与から個人住民税（市町村民税+県民税）を徴収（引き去り）し、従業員の住所地の市町村に納入していただく制度です。

個人住民税の税額は、市町村で計算し、事業者の方に通知しますので、所得税の場合のように事業者の方が計算する必要はありません。

- 地方税法第321条の4および各市町村の条例により、給与を支払う事業者で所得税の源泉徴収の義務のある方は、特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収を行っていただくこととなっています。



※1 マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）の施行に伴い、平成29年度（平成28年分）から、給与支払報告書（総括表・個人別明細書）に「個人番号・法人番号」の記載が必要となっています。

例外 特別徴収を行わないことが認められる場合

- 普A 常時二人以下の家事使用人※2のみに給与等の支払をする事業者
※2 お手伝いさんやベビーシッター等、家事一般に従事する労働者をいい、事業専従者は含みません。
- 普B 他の事業所で特別徴収されている方
- 普C 給与が少額で特別徴収税額の徴収（引き去り）ができない方
- 普D 給与の支払が不定期な方（例：給与が毎月支給されない方）
- 普E 退職又は退職予定の方（5月末日まで）

普通徴収（従業員が納付書等で納付）とする場合は、給与支払報告書の摘要欄に符号（普Aなど）を記入し、併せて普通徴収切替理由書を提出する必要があります。

また、特別徴収を行っていた従業員が特別徴収の対象から外れる際には、給与所得者異動届出書を提出する必要があります。

詳しくは、従業員住所地の市町村の個人住民税担当課にお問い合わせください。 富山県・県内各市町村

県内市町村の個人住民税担当課や制度の詳細については、富山県税務課のホームページでもご覧いただけます。

個人住民税の特別徴収 Q&A

Q1 今まで「従業員が納付書で納付（普通徴収）」していたのに、なぜ今さら「特別徴収」をしなければならないのですか。

A1 地方税法では、所得税の源泉徴収を行っている事業者（給与支払者）は、従業員の個人住民税を特別徴収しなければならないこととされています。（地方税法第321条の4および各市町村の条例の規定により、所得税の源泉徴収義務がある事業者は個人住民税の特別徴収義務者として包括的に指定され、個人住民税を特別徴収していただくことになっています。）
事業者の皆様には、法令に基づく適正な特別徴収の実施をお願いします。

Q2 「特別徴収」は手間がかかりそう。
従業員も少なく、事務をする余裕がないのですが。

A2 個人住民税の特別徴収は、事業者が行うべき法律上の義務とされていますので、ご理解をいただきますようお願いします。

個人住民税の特別徴収では、所得税のように税額を計算したり、年末調整をする手間はかかりません。

事業者の方は、従業員の住所地の市町村から通知される従業員ごとの税額を、毎月の給与から徴収（引き去り）し、翌月の10日までに、金融機関を通じて各市町村に納めていただくことになります（6月給与から翌年5月給与まで）。

なお、従業員が常時10人未満の事業所については、申請※3により通常は毎月（年12回）の納期を、年2回にまとめて納入することもできます。

※3 平成30年6月以降給与分の申請は、原則として申請月以降分から随時受付を行います。それ以前の給与分の申請期限は、申請する市町村にご確認ください。

特別徴収にすると、従業員の方がわざわざ納税のために金融機関や市町村の窓口に出向く必要がなく、納め忘れもなくなります。

また、普通徴収（納付書で納付）の場合は、年4回にわけて納めるのに対し、毎月の給与から特別徴収（引き去り）されることで、従業員の方の1回あたりの負担が少なくてすみます。

【例】年間税額が24万円の場合

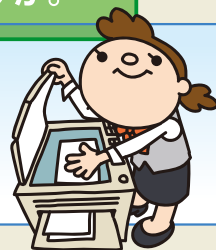
年4回の納付書で納めると…… 1回あたりの納税額6万円
毎月の給与引き去りだと…… 1回あたりの納税額2万円



Q3 アルバイトやパートの従業員からも特別徴収する必要がありますか。

A3 所得税の源泉徴収をされている従業員（アルバイトやパートを含む。）については、個人住民税についても特別徴収していただく必要があります。

ただし、給与が少なく税額が引き去りできない等の場合には、特別徴収ができませんので、個別に市町村にお申し出いただくことになります。



Q4 特別徴収を始めるにはどのような手続をとったらいいのですか。

A4 毎年1月31日までに提出することになっている給与支払報告書を各市町村に提出してください。
なお、給与支払報告書を提出しなかった事業者または虚偽の記載をした事業者に対しては、地方税法による罰則規定が設けられています。
また、新たに特別徴収を行う場合の手続や詳しい説明を希望される場合には、従業員住所地の市町村の個人住民税担当課にお問い合わせください。